

ふたつ 広報

2月 '87 No. 299



昭和60年度 決算

一般会計

二億二千三十六万円

を繰り越す

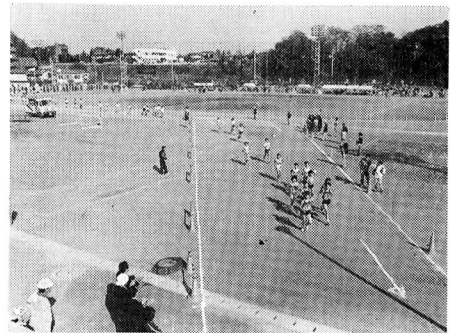
昨年12月の定例市議会で、昭和60年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入で百七十一億六千七百八十八万五千円、歳出で百六十八億三千四百五十二万一千円となり、収支差引額は三億三千二百六十六万四千円でした。

決算内容についての詳細は、昭和60年度福生市決算書（中央図書館及び図書館分館等においてあります）に載っておりますのでここでは、決算書の中から一般会計の主な動きをお知らせします。

昭和60年度に一般会計に入ってきたお金（歳入）は、百二十四億二千四百八十七万三千円で前年比五・一パーセント減。使ったお金（歳出）は、百二十二億四百五十一万三千円で前年比五・四パーセント減となり、繰越額は二億二千三十六万円となりました。

歳入、歳出予算の執行状況は、それぞれ八収入率√百・四パーセント、八支出率√九十八・六パーセントで、主な決算内容は、次のとおりです。

歳出（支出）の主なものは、道路新設改良費二億六百七十三万五千円、交通安全施設費六千八百七



▲多目的に使用されている市営競技場

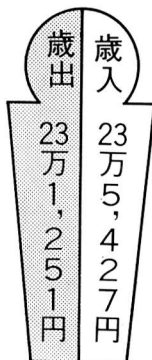
十七万四千円、緊急道路整備費一億二千二百四十七万六千円、公園整備費五億八千八百二十七万八千円、西住宅地区周辺排水路費二億二千六百九十一万七千円、市営住宅建設費二億四千六百二十四万二千円……以上土木費。

身体障害者福祉費八千五百二十七万四千円、精神薄弱者福祉費一千六百二十二万八千円、老人福祉費一億九千七百二十六万七千円、児童措置費五億七千八百六十万一千円、扶助費七億八千九百十五万五千円……以上民生費。

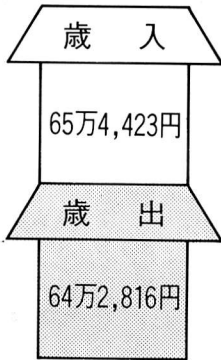
小学校費八億四千六万一千円（第一小学校校舎内部塗装工事費一千五百二十万円、第二小学校外壁改良工事費一千六百五十五万円

第三小学校屋上防水工事費一千四百七十五万円、第四小学校屋上防水工事費一千三百十万円、第五小学校プール改良工事費六百二十三万五千円、第六小学校講堂防音改築工事費一億七千八百八十八万五千円、第七小学校校庭改良工事費一千四百五十五万円等）、中学校費四億三千三百四十一万一千円（第一中学校除湿温度保持工事費九千八百二十二万一千円、第二中学校除湿工事費九千九百八十七万二千円、第三中学校校庭改良工事費一千八百五十万円等）、社会教育費四億五千八百三十六万四千円……以上教育費などとなっています。

○市民一人当りの決算額



○一世帯当りの決算額



一市税収入済額及び市民1人当りの納税負担額一

区 分	収入済額	1人当りの納税負担額	1世帯当りの納税負担額
市民税	27億4,045万5千円	5万1,926円	14万4,341円
固定資産税	15億1,500万1千円	2万8,706円	7万9,796円
都市計画税	4億6,097万7千円	8,735円	2万4,280円
市たばこ消費税	2億4,280万円	4,601円	1万2,788円
その他	1億7,219万6千円	3,262円	9,069円
合 計	51億3,142万9千円	9万7,230円	27万274円

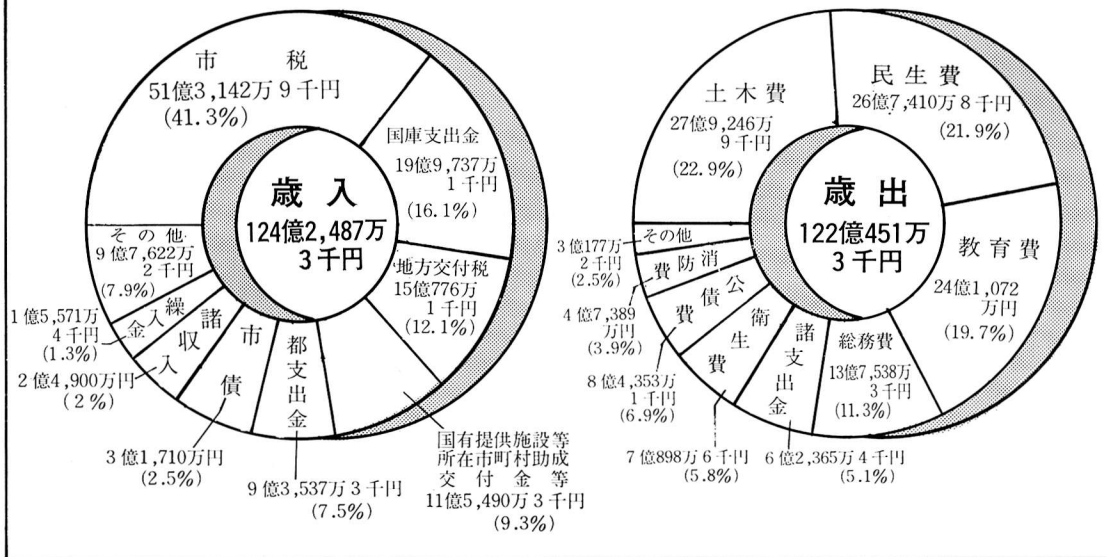
市民一人当りの
決算額

一般会計の決算額を市民一人当りで見ますと歳入が二十三万五千四百二十七円、歳出が二十三万一千二百五十一円となりました。また、一世帯当りでは、歳入が六十五万四千四百二十三円、歳出が六十四万二千八百十六円でした。
なお、市民一人当りの市税の納税負担額は九万七千二百三十円、一世帯当りでは二十七万二千七百七十円となりました。

昭和60年度一般会計歳入歳出決算額

収入率100.4%・支出率98.6%

※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第二位それぞれ四捨五入。



※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第二位それぞれ四捨五入。

会計別	予算現額	歳入		歳出		残額 (翌年度繰越金)
		決算額	収入率	決算額	支出率	
国民健康保険特別会計	14億8,382万2千円	14億6,750万9千円	98.9%	14億3,820万2千円	96.9%	2,930万8千円
福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計	66万1千円	64万9千円	98.2%	45万	68.1%	19万8千円
下水道事業会計	18億703万円	18億577万円	99.9%	17億2,384万6千円	95.4%	8,192万4千円
老人保健医療特別会計	8億7,620万9千円	8億6,522万円	98.7%	8億6,434万4千円	98.6%	87万6千円
受託水道事業会計	6億2,478万9千円	6億316万5千円	96.5%	6億316万5千円	96.5%	0
合 計	47億9,251万1千円	47億4,231万3千円	99.0%	46億3,000万7千円	96.6%	1億1,230万6千円

特別会計の五会計（国民健康保険特別会計・福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計・下水道事業会計・老人保健医療特別会計・受託水道事業会計）は、それぞれ順調に運営されました。なお、収入率・支出率の内訳は、次のとおりです。

特別会計
を支出
総額四十六億三千七千円

保育料が4月から改定されます

保育園の保育料が4月から改定されることになりました。保育園にかかる経費は、下表のとおり毎年増加しています。

この間に国で定める保育料徴収基準も毎年改定され引き上げられてきました。

当市では昭和60年度に保育所措置費調査専門委員から受けた答申に基づき、昭和62年度の保育料を国の徴収基準の57パーセントにするため改定するものです。

当市の現在の保育料は、近隣市町と比べ、約9・8パーセント下回っています。

昭和60年度決算では市の保育料肩代り分は、一億二千七百五十八万円になり、保育所運営費全体でみると市の財政負担は、44・3パーセントの三億二千二百九十四万円となります。

一方、現在急速に進む高齢化社会への対応として、福祉サービスの見直しの気運も高まり、保育所を利用して人、利用してない人との公平性の点で問題となっ

ています。当市では、市の財力、他市の状況を判断して、税の公平な還元の見点から昨年を引き続き改定を行うものです。

保護者の皆さんには負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

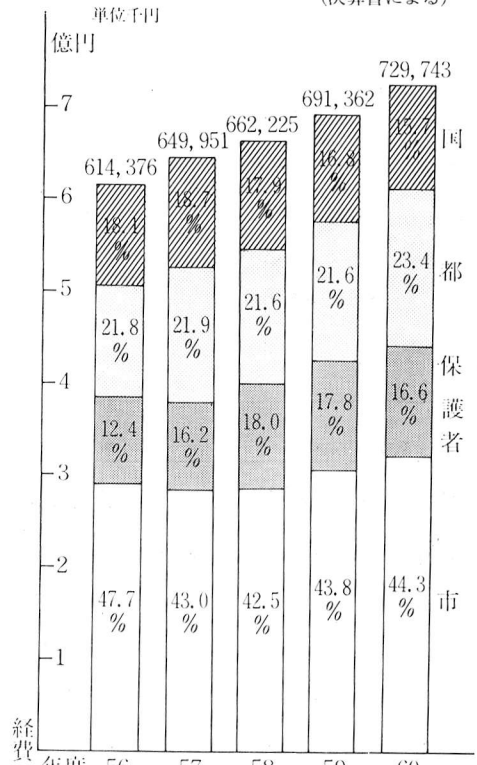
くわしくは、厚生課保育係 (☎51-1511 内線315) へ。



附加徴収金基準額

階層区分	前年度分の固定資産税の課税額	認定する階層
C 第1階層	4,000円以上	C 第2階層
C 第2階層	6,000円以上	C 第3階層
C 第3階層	8,000円以上	D 第1階層
D 第1階層	10,000円以上	D 第2階層
D 第2階層	12,000円以上	D 第3階層
D 第3階層	14,000円以上	D 第4階層
D 第4階層	16,000円以上	D 第5階層
D 第5階層	18,000円以上	D 第6階層
D 第6階層	20,000円以上	D 第7階層
D 第7階層	22,000円以上	D 第8階層
D 第8階層	24,000円以上	D 第9階層
D 第9階層	26,000円以上	D 第10階層
D 第10階層	28,000円以上	D 第11階層
D 第11階層	30,000円以上	D 第12階層
D 第12階層	32,000円以上	D 第13階層
D 第13階層	35,000円以上	D 第14階層
D 第14階層	38,000円以上	D 第15階層
D 第15階層	42,000円以上	D 第16階層
D 第16階層	46,000円以上	D 第17階層
D 第17階層	50,000円以上	D 第18階層
D 第18階層	54,000円以上	D 第19階層
D 第19階層	58,000円以上	D 第20階層

保育所運営費と保護者の負担割合 (決算書による)



園児一人当りの月額保育園運営費 61,889円 (60年その内保護者が負担する保育料平均10,300円 度決算)

昭和62年度福生市保育所措置費徴収金基準額表

(単位 円)

各月初日在籍措置児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義及び条件		3歳未満児	3歳以上児	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0	0	
B階層	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	
C階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第1階層	前年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	2,800 (1,400)	2,200 (1,100)
		第2階層	前年度分の市町村民税所得割課税額が5,000円未満の世帯	3,400 (1,700)	2,800 (1,400)
		第3階層	前年度分の市町村民税所得割課税額が5,000円以上の世帯	4,000 (2,000)	3,400 (1,700)
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税額が次の区分に該当する世帯	第1階層	3,000円未満	5,500 (2,750)	4,300 (2,150)
		第2階層	3,000円以上 15,000円未満	6,900 (3,450)	5,500 (2,750)
		第3階層	15,000円以上 30,000円未満	8,300 (4,150)	6,900 (3,450)
		第4階層	30,000円以上 45,000円未満	9,900 (4,950)	8,200 (4,100)
		第5階層	45,000円以上 60,000円未満	11,500 (5,750)	9,300 (4,650)
		第6階層	60,000円以上 90,000円未満	14,500 (11,600)	10,900 (8,720)
		第7階層	90,000円以上120,000円未満	17,800 (14,240)	12,000 (9,600)
		第8階層	120,000円以上150,000円未満	21,000 (16,800)	13,000 (10,400)
		第9階層	150,000円以上180,000円未満	23,000 (18,400)	13,900 (11,120)
		第10階層	180,000円以上210,000円未満	24,800 (19,840)	14,700 (11,760)
		第11階層	210,000円以上240,000円未満	26,500 (21,200)	15,400 (12,320)
		第12階層	240,000円以上270,000円未満	28,200 (22,560)	16,000 (12,800)
		第13階層	270,000円以上300,000円未満	29,900 (23,920)	16,600 (13,280)
		第14階層	300,000円以上350,000円未満	31,500	17,200
		第15階層	350,000円以上400,000円未満	32,900	17,700
		第16階層	400,000円以上450,000円未満	34,200	18,200
		第17階層	450,000円以上500,000円未満	35,500	18,700
第18階層	500,000円以上600,000円未満	36,800	19,200		
第19階層	600,000円以上800,000円未満	38,100	19,700		
第20階層	800,000円以上	39,400	20,200		

- 備考 1. 徴収金基準額(月額)欄の()内の金額は、同一世帯で2人以上措置した場合、C第1階層～D第5階層は一番年上を除くそれ以外の児童に適用し、D第6階層～D第13階層は一番年下を除くそれ以外の児童に適用する。
2. 一措置児が年度内に満3歳に達した場合においても、この表に掲げる徴収金基準額の規定にかかわらず、その年度内は、3歳未満児の徴収金基準額の規定を適用する。
3. C階層又はD階層に該当する世帯で、前年度分の固定資産税の課税額が右表の各階層区分に対応する額となる場合は、当該表に定める階層に認定し、措置費徴収基準額を算定する。



3月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

■内科・小児科(昼間)診療所

- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 健康センター
- ▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

■内科・小児科(準夜)診療所

- ▽開設日および開設場所
- ・3月1日(日) 堤 医院
所在 羽村町 ☎54-2418
- ・3月8日(日) 村山医院
所在 羽村町 ☎55-2221
- ・3月15日(日) 大嶽医院
所在 瑞穂町 ☎57-0162
- ・3月21日(祝) 三井クリニック
所在 福生市 ☎53-1471
- ・3月22日(日) 米谷内科医院
所在 福生市 ☎51-0143
- ・3月29日(日) 中村医院
所在 福生市 ☎52-1031
- ▽診療時間 午後5時～10時

■歯科休日診療所

▽開設日および開設場所

- ・3月1日(日) 鏡 歯科医院
所在 羽村町 ☎55-3353
- ・3月8日(日) 沖倉歯科
所在 羽村町 ☎55-4331
- ・3月15日(日) 東 医院 歯科
所在 羽村町 ☎55-1800
- ・3月21日(祝) 三井田歯科医院
所在 福生市 ☎51-0479
- ・3月22日(日) 関口歯科
所在 福生市 ☎51-5456
- ・3月29日(日) 河野歯科医院
所在 福生市 ☎53-2829
- ▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

ガンの血液診断

—福生市医師会だより—

ガンは人間の体のどの様な所からも発生しうるものです。それでは人間にガンができてくるか血液を採るだけで簡単に診断できてしまう、診断方法というものは無いものでしょうか。残念ながら現在はないと言しかありません。し

かしそれに近いものはこの10年来実用化されています。近いという意味は、断定はできないが、そうではなからうか、位で当たっているという意味です。まず、実用化されたのが、大腸ガンの診断CEA(ガン胎児性抗原)です。これは大腸ガンの診断が主ですが、膵臓ガン、胃ガン、乳ガン、肺ガン、前立腺ガン、卵巣ガン、肝臓ガンでも高い値を示すことがあります。また、肝臓ガンの診断でα-フェトプロテインがあります。これは肝臓原発(肝臓に転移したものではない)の肝臓ガンで90パーセント陽性になります。しかし肝硬変や肝炎、胃ガンなどでも陽性になることがあるので、注意が必要です。つぎに膵臓ガンの診断ではCA19-9があります。これは膵臓ガンの他胆嚢ガン、胆管ガンで高くなりま

このように目的臓器をしぼった診断法の他に、体のどこかにガンがあるのではないかと全般的にみるものとしてTPAといわれるものがあります。またフェリチンといわれるものは、血液中の鉄と平行して変化するのですが、再生不良性貧血、ヘモクロマトーシス、白血病、肝臓ガンの時には高くなります。これはさきほどの肝臓ガンでもα-フェトプロテイン陰性が10パーセントありますが、このフェリチンが非常に高い値を示すことで肝臓ガンの診断ができるのです。

ので注意が必要です。また最近卵巣ガンの診断にCA125が注目され実用化されておりま。他に乳ガンに対しCA15-3が乳ガン手術後どこかに転移していか手術後の経過観察に有効です。他にSCCといわれる肺ガンや子宮ガンに対しての診断に有効なものがあります。

将来は、血液を採るだけで、どの場所にとどの位のガンができてくるかピタリとわかる時代がくると思われま。ただ、この20世紀の間だけは他の検査の補助的な役割りにしかならないと思われるので、21世紀の夢という所でしよう。

わたしたちの学校

小・中学校紹介シリーズ

— 第6回 — 福生第二中学校



美しいハーモニー作りに 燃える合唱コンクール

「合唱コンクール・大成功」これは、生徒会機関紙「双葉」(昭和61年11月22日発行)の見出しです。福生第二中学校(石田博校長、生徒数九六〇名)では、「協力してよいハーモニーを創造する喜び」と合唱の良さを味わわせるといふ目標のもとに、昭和50年から合唱コンクールを行っています。

学校では、入学式、卒業式などで校歌をはじめ数多くの歌をうたいますが、「迫力があってすばらしい」との評を転任してきた先生や保護者の方々から受けています。

これも普段の音楽の指導とあわせて、合唱コンクールに燃える生徒たちの努力のあらわれのひとつです。

昭和61年度第12回合唱コンクールは、11月21日(金)福生市民会館大ホールで行われました。主催運営はすべて生徒会の手によるものです。年を追って合唱の質の向上が見られるため、審査員には他校の音楽の先生をお願いしました。

「クラスで協力して、心をこめて歌おう」を合言葉に、合唱コンクールの準備は一学期末から始まります。音楽の先生からは、各学年に一曲ずつ課題曲が与えられ、各クラスは自由曲を選定し、いよいよ練習にとりかかります。

各パートごとの練習用テープがクラスに用意され、いつでもどこでも練習ができるようになります。学校では早朝から放課後遅くまで歌声が聞こえるようになります。合唱指導は音楽の先生を中心に、担任、学年担当総動員で行われます。

11月に入ると「双葉」も「合唱コンクール近づく」と題して、(1)

よい合唱を作りあげるために↓①歌詞を覚える ②自分のパートを覚える ③パートリーダーを中心に強弱やハーモニーをつける… (2)よい練習方法↓①パートごとに円陣を組み歌う・リーダーの指示に従う ②全体練習、指揮に合わせる ③歌詞にあった表情をつけるなど、具体的なアドバイスをのせ、協力することの大切さを訴えます。いよいよ当日、生徒たちは早目に集合し最後の練習に余念がなく入館前の緊張した意欲満々の雰囲気のみぎりです。学校長の「心で歌おう」、生徒会長の「ホールいっぱい美しい声を響きわたらせてください」との挨拶で始まっ



た合唱コンクールは、入退場、鑑賞態度も含めて実に立派なものでした。

「自分のクラスが本番でこんなにうまく歌えたのには、とてもびっくりした。ステージにあがったときのみんなの顔は、今まで見たことのない真剣な顔だった。指揮をしながら不思議な感動を覚えた。入賞はできなかったけど、みんなの協力が得られてとても満足している。」これは、ある生徒の感想文の一部です。合唱コンクールを通して、生徒たちは多くのことを学び、成長の糧としています。

福生第二中学校では、クラブ活動が盛んです。文化部の中では吹奏楽部が、今年度東京都吹奏楽コンクールで金賞を受賞し、合奏のすばらしさをいろいろな機会に披露してくれました。また、合唱部は、昭和58年度NHK合唱コンクールで優秀賞となり、その伝統を引き継ぎ今年度は特別賞として評価を受け、合唱コンクールを支える活動を日常的に行っています。

福生第二中学校では、創造性に満ちた他と協力できる個性豊かな実践力のある生徒の育成をめざしこの生徒たちの手による合唱コンクールの伝統を守り、さらに発展させるよう決意を新たにしているところです。

国民年金だより

老齢基礎年金

いつから

いくら受けられるか

年金を受けるために

必要な期間は

老齢基礎年金は、国民年金に加入して保険料を納めた期間や保険料の免除を受けた期間、または、これらを合せた期間が25年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。(60歳から多少減額されますが受けられます。)

ただし、昭和5年4月1日以前に生れた人は、生年月日により21年から24年の加入期間でも年金が受けられます。(別表I参照)

■年金額は

老齢基礎年金の額は62万2800円です。(昭和61年度価格)

ただし、これは60歳になるまでに国民年金に加入できる年数(「加入可能年数」といいます。別表I参照)について、すべて保険料を納めた人の場合で、保険料を納めなかった期間がある人は、次の計

算式により年金額が減額されます。

$$\frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ か月}}$$

$$622,800 \text{ 円} \times \dots$$

保険料を納めた月数
 には、昭和61年4月以後の加入月数の他に、昭和61年3月までの国民年金保険料を納めた月数、昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金や共済組合加入月数が含まれます。

■老齢基礎年金の計算例

『国民年金の加入期間のみの場合』

- ① 昭和16年4月2日以降生れて、保険料を40年間納めた人の場合で年金額は62万2800円となります。
- ② 昭和16年4月2日以降生れて、保険料の納め忘れのある人の場合の年金額計算例は、表Aのとおりです。
- ③ 昭和6年5月生れて、加入可能年数(30年)すべて保険料を納めた人の場合の年金額は62万2800円となります。
- ④ 昭和6年5月生れて、保険料の納め忘れのある人の場合は、表Bのとおりです。

表 A	
20歳	60歳
保険料納付 18年	未納 6年
保険料納付 16年	
年金額は..... $622,800 \text{ 円} \times \frac{(18 \text{ 年}) + \frac{(16 \text{ 年})}{3}}{40 \text{ 年}} = 529,400 \text{ 円}$となります。	
表 B	
14年	未納 4年
12年	
年金額は..... $622,800 \text{ 円} \times \frac{(14 \text{ 年}) + \frac{(12 \text{ 年})}{3}}{30 \text{ 年}} = 539,800 \text{ 円}$となります。	

※ (別表I) 資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日	資格期間	加入可能年数
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前	25年	30年
昭和8年4月1日以前	25年	31年
昭和9年4月1日以前	25年	32年
昭和10年4月1日以前	25年	33年
昭和11年4月1日以前	25年	34年
昭和12年4月1日以前	25年	35年
昭和13年4月1日以前	25年	36年
昭和14年4月1日以前	25年	37年
昭和15年4月1日以前	25年	38年
昭和16年4月1日以前	25年	39年
昭和16年4月2日以降	25年	40年

資格期間とは、年金を受けるために、最低必要な期間です。加入可能年数とは、満額の年金を受けるために必要な期間のことです。

※ 厚生年金や共済組合のみの加入者(昭和31年4月1日以前に生れた人など)は資格期間について、別の短縮措置があります。

■基礎年金受給の対象となるのは

大正15年4月2日以降に生れた人から対象になります。

大正15年4月1日以前に生れた人(昭和61年4月1日で60歳以上の人)や昭和61年3月までに年金を受けている人は、今までどおりの年金を受けることとなります。

以上、基礎年金について説明しましたが、昭和61年4月の法律改正により、前記の例のように未納の期間がありますと、減額された年金を受給することになりますので、きめられた納期限までに、きちんと納めるよう心掛けてください。

国民年金に関する問い合わせや相談は、市民課年金係(☎51-1511内線269・270)へ。



昭和61年中、市内で交通事故にあわれた方の総数は327名でした。

交通事故にあわないように、お互いに注意しあうことはもちろんですが、万が一の交通事故に備えて、市が他市町村と運営している交通災害共済制度があります。次

等級	1	2	3	4	5	6	月日	曜日	受付時間	会場
交通災害の程度	死亡	全治一年以上の傷害	全治六か月以上一年未満の傷害	全治三か月以上六か月未満の傷害	全治一か月以上三か月未満の傷害	全治一週間以上一か月未満の傷害	3・1	日	午前10時	福東会館
									午後1時30分	福栄都営住宅集会所
							3・8	日	午後1時30分	福生住宅集会所(熊川団地)
									午後4時	本八会館
							3・14	土	午前10時	熊牛会館
									午後1時30分	武蔵野会館
3・15	日	午後1時30分	福生団地集会所							
		午後4時	かえで会館							
見舞金	一、〇〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	3・14	土	午後1時30分	中福生会館
									午後4時	中福生会館
見舞金	一、〇〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	3・15	日	午前10時	わかざり会館
									午後1時30分	熊川中央会館
見舞金	一、〇〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	3・15	日	午後1時30分	扶桑会館
									午後4時	明神会館(熊川神社境内)

の日程で出張受付をいたしますのでご加入ください。

掛金は、中学生以下250円、一般が400円です。ただし小学生(3月に中学校卒業の方は除く)と4月に小学校に入学されるお子さんは、公費負担となりますので申し込みの必要はありません。

なお、会場においていただけない方でも、3月以降市民課窓口で随時受け付けます。

くわしくは、市民課市民係(☎51-1511内線263)へ。

お貸しします

4月1日から北田園、南田園の各家庭菜園をお貸しします。

貸出区画は2か所、合計134区画です。

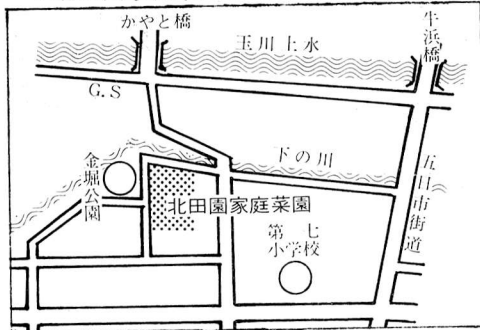
余暇を利用して野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがですか。

貸出期間 昭和62年4月1日～昭和64年3月31日(2年間)

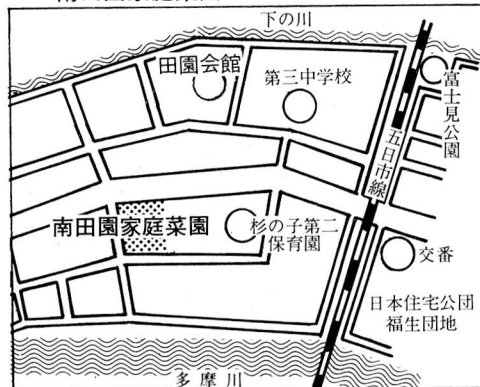
費用 1500円(使用期間中の菜園自主管理費、ゴミ処理費など)

申込み 3月7日(土)までに印鑑をご持参のうえ、経済課農業緑化係(☎51-1511内線2

▼北田園家庭菜園



▼南田園家庭菜園



家庭菜園



73)へ直接おいでください。
 ※ 申し込みは原則として、一世代につき1区画とし、応募者が多数の場合は抽選になります。
 また、菜園使用者は、菜園の自主管理組織「協力会」に自動的に入会することになります。

統一地方選挙の 日程決まる

東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙(西多摩選挙区)・福生市議会議員選挙の投票日が次のように決まりましたのでお知らせします。

- ◆東京都知事選挙 4月12日(日)
- ◆東京都議会議員補欠選挙(西多摩選挙区) 4月12日(日)
- ◆福生市議会議員選挙 4月26日(日)

立候補予定者説明会

東京都議会議員補欠選挙(西多摩選挙区)及び福生市議会議員選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

- ◆東京都議会議員補欠選挙(西多摩選挙区)
 - ▽日時 3月3日(火)午後1時30分
 - ▽場所 秋川市福祉会館(2階第一会議室)
- ◆福生市議会議員選挙
 - ▽日時 3月4日(水)午後2時
 - ▽場所 福生市商工会館(3階会議室)

老人医療の入院時 一部負担金の特例的措置

1月25日号(№198)の市のお知らせでご承知のとおり、老人保健法の一部改正があり、入院時の一部負担金は、1日につき400円と改定されましたが、厚生省で定める次の2つの疾病について、1か月において継続して25日を超えて入院した場合、認定をうけた方に限り、その月における一部負担金の限度額は10,000円となり、該当する方は申請してください。

- ① 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害

害(いわゆる血友病)

申込み・問合せ 厚生課厚生係
(☎51-1511内線313)へ。

老人医療の 医療費通知の実施

9月診療分を2月中に
お知らせします

老人保健制度と、健康及び医療に対する認識を深めていただくため、昭和61年9月に受診された医療費の額等を、お知らせします。通知する「あなたの医療費」のお知らせは、保険診療として定められた費用のみを記載します。自由診療や差額ベッド代、入院雑費など保険が適用されないものは含まれておりません。

くわしくは厚生課厚生係(☎51-1511内線313・314)へ

昭和62年度 児童手当 の申請について

昭和62年度は、児童手当の年齢制限が変わります。昭和58年4月2日以後に生まれた児童を含む、18歳未満の児童を2人以上養育しているか昭和53年4月2日以降に生まれた児童を含む18歳未満の児童を3人以上養育している方は、お早めに申請してください。

申請に必要なものは、印鑑・保険証・父親名義預金通帳です。

また、厚生年金加入者の方は、記号番号を控えてください。ただし、公務員は除きます。

くわしくは、厚生課厚生係(☎51-1511内線313・314)へ。



春の火災予防運動

2月28日～3月13日

「防火の夫役 あなたが主役」

- 私たちの身のまわりには、たくさんの「火災の種」があります。ちょっとした不注意から火災をおこさないよう、次の7つのポイントを守り、火災予防に心掛けてください。
- ①寝たばこやたばこの投げ捨てはしない。
 - ②子どもは、マッチやライターで遊ばせない。
 - ③風の強いときは、たき火をしない。
 - ④天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
 - ⑤家のまわりに燃えやすいものを置かない。
 - ⑥ふろの空きさをしない。
 - ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

図書館だより

郷土の本あれこれ⑨

福生の歴史を調べる本

(大正・昭和編)

大正時代の福生の様子を調べるものひとつに「西多摩郡福生村福生尋常高等小学校郷土教授資料」『福生市郷土資料室年報Ⅴ』昭和60年、福生市教育委員会、会発行)があります。

これは福生尋常高等小学校(現福生一小)の五代目の校長、田口満之助先生が大正7年当時の福生村や周辺地域の様々な事柄を材料にして「郷土教育」を行うために使った「資料」です。

内容は、福生村の沿革、青梅鉄道、福生郵便局や人口、職業など多岐にわたっています。

その中には「大正7年4月1日現在、営業用の人力車が14台」といった興味深い記述もみられます。

全体を読んでみますと、田口先生の郷土教育にかける意気込みが感じられます。

昭和に入ってから歴史については、『福生町史』に「現代の福生」と題して各項目ごとの歴史、沿革がくわしくかかれています。

昭和史の中で忘れてならない「戦争」に関連したエピソードを、元福生一小教員の成田和子氏は、一本の道と題して『みずくらいど』に綴っています。

その中に、昭和11年の二・二六事件の時に決起した麻布歩兵第三連隊の青年将校達が、決起の3か月前に福生周辺に演習のために宿泊したことを紹介しています。

まだまだ記憶に新しいこうした事柄を多くの方々が「自分史」として記録し発表していくことの大切さを感じます。

戦争の記録として、福生第一国民学校(現福生一小)の当時の校長だった浜中雄一先生が作成されたものと思われる昭和19年11月1日から終戦の8月15日までの289日間の「防空日誌」があります。昭和61年に福生市教育委員会から「昭和19年9月以降、『防空日誌』」『福生市郷土資料室年報Ⅵ』として発行されています。その中で立川愛雄氏は「福生第一国民学校の『防空日誌』について」と題してこの「日誌」の性格や福生の空襲について書いています。

福生地区は、福生飛行場(現横田基地)があった関係が殆んど災禍なく死傷者もなかったが、熊川地区には再三空襲をうけ犠牲者も

何人かできています。戦争の終わるわずか2日前の昭和20年8月13日にも千葉方面から侵入してきた艦載機が熊川駅付近に投下した爆弾によって男の人、一人が被爆死しています。

このような戦争にまつわる話は、市民の方それぞれの記憶の中に数多く眠っているのではないのでしょうか。

特別整理に伴う

休館のお知らせ

中央図書館、郷土資料室、わかぎり及びわかたけ各分館では、毎年館内の整理、蔵書確認のため特別整理日を設け休館しています。

今年も、3月11日(水)から3月16日(月)まで休館いたしますのでご協力ください。なお、この期間中でも図書等の返却については、玄関先に設置したブックポストへ返却できますのでご利用ください。

特別貸し出しの実施

図書館内の特別整理による休館に伴い、2月25日(水)から3月9日(月)まで特別貸し出しを実施いたします。貸し出し冊数を10冊、貸し出し期間を3週間といつてもより長く、ご利用できます。



二輪車の無謀運転の追放

最近、若年層の二輪車の無謀運転による事故が多発しています。これは、市街地での速度超過による無謀運転ばかりでなく、峠道でのスピード超過による事故が後を断たないためです。峠道は、サーキット場ではありません。いったん事故を起こせば、自分だけでなく他の人にも迷惑をかけます。

峠道でのローリング走行は絶対にやめましょう。一般公道は、交通法規を守って安全運転をしましょう。

競うのは スピードよりも
よいマナー

その速さ/まがりきれない
とまれない

郷土資料室だより

只今展示中

―福生ゆかりの江戸文人―

大田南畝

大田南畝(蜀山人)は文化五年(一八〇八)の暮に、玉川(多摩川)沿岸水利の巡視を幕府より命じられ、十二月六日から翌文化六年四月三日までの百六日間、河口の川



崎から上流の玉川上水取り入れ口の羽村付近まで巡視しました。この巡視は厳寒時に始まり、しかも当時60歳に達していた南畝にとっては、けっして容易な任務ではなかったようです。しかし、当時屈指の江戸文人であり博識で高名であった南畝は、任務の合い間に各地の旧蹟をたずね、古器旧物を検分し考証を行っています。また、玉川沿岸の各地に宿をと

り、土地の在村文人とも交歓し、人々の求めに応じて、狂歌や狂句漢詩など墨蹟を揮毫しています。

只今、展示しています。まず資料は大田南畝の墨蹟と狂歌関係の書籍です。参考資料として同時代の文人士東伝の墨蹟も展示しています。

開催期間 3月29日(日)まで。ただし、3月11日(水)から16日(月)までは臨時休館です。なお毎週火曜日と祝日も休館です。
開催時間 午前10時から午後5時まで。
問合せ 郷土資料室 (☎53-3111)へ

▲文このむ木を右にしてやり梅を左にかさす御代そかしこき

蜀山人

くまがわ

十二景

長堤

雪景色の多摩川堤防が熊川十二景(『熊川神社神嘗祭奉灯句集』)のひとつに選ばれています。

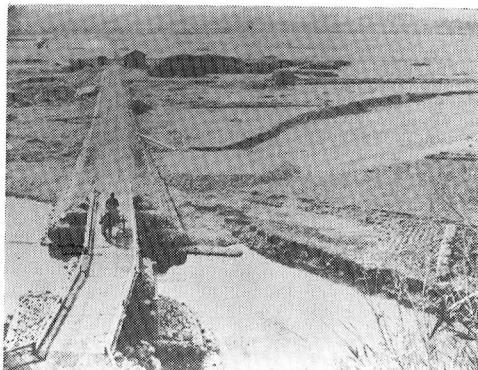
長堤は葉がら銀蛇や雪の夕 颯として熊川土堤の寒雪哉

昭和四十年代まで、北・南田園地区にみられた青田風景が熊川十二景のひとつであったことは以前紹介しましたが、河原、下河原と呼ばれた多摩川の氾濫原であったこの地域が恒久的な水田地帯と変わるまでには、人々の多摩川との長い闘いの歴史があります。

江戸時代、多摩川河原は肥料となる草の採草地として、また新田開発の用地として重視され、村落間の境界争いもしばしばおこりました。熊川村下の下河原が安定した水田地帯となったのは、大規模な堤防が完成した明治以降のことです。

明治初期、福生村下の河原には「壱番堤」から「四番堤」まで、さらに「出シ堤」と呼ばれる堤防が築かれ、熊川村下の下河原には「元堤」から「四番堤」まで四つの堤防が明治六年から十四年までの間に築造されました。福生村分に築かれた三番堤、四番堤、出シ堤は、下河原への水害を防ぐためのものであり熊川村が造ったものです。

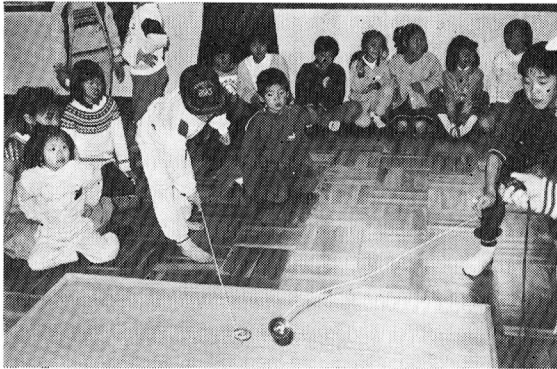
これら堤防の規模は、いづれも高さは一丈(約三メートル)、幅は上部で二間(約三・六メートル)、下部で六間から九間ありました。



▲明治期の下河原

(写真提供熊川の石川弥八郎氏)

フォトニュース



— 1月7日(水)新春あそぼう会 —

正月遊びを満喫!

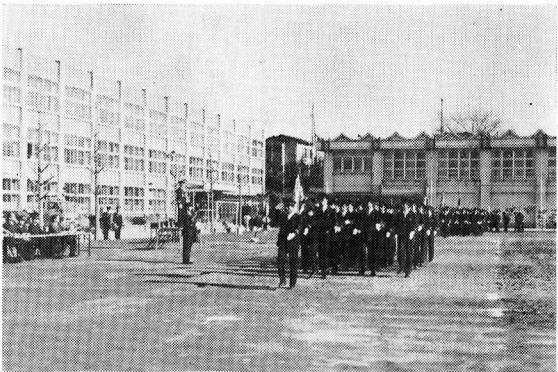
正月遊びも今は目にするのが少なくなり、ファミコンやテレビゲームに夢中になっている子どもたちがふえているようです。

田園会館では、正月にふさわしい子どもたちの遊びをしようと、たこあげや羽根つき、こま回し、かるた取りなどを行い、集まった子どもたち全員で、最後にもちをつき、思い出に残る楽しい「新春あそぼう会」となりました。

— 1月11日(日)消防団出初式 —

団員41人を表彰

年頭の行事である消防団出初式が第三小学校校庭で行われました。昨年1年間の消防活動に対しその功績が認められ、東京都消防協会長から優良消防団表彰状が消防団に、三多摩消防団連絡協議会長から優良章が第三分団に伝達され、福生消防署長から第四分団が優良分団表彰、さらに団長から団員41人が永年勤続功労章等の表彰を受けた。団員の志気高揚と市民の安全を祈って「いっせい放水」を行った。



— 1月15日(木)成人おめでとう —

久し振りの対面に声はずむ

市内で成人を迎えた861人。晴れやかな、誇りに満ちた顔が見られました。20年前、成人者が座談会で「僕等は、平和な時代に甘やかされて育ってきているのだから、社会の中に入りこんで、もっと厳しく自分を育てないといけない」。「金や愛も信用と信頼の上にはできる。そのような信頼を得るために努力したい」と語っています。民法第3条に「満20年ヲ以テ成年トス」とうたわれています。今年の成人者の会話はどんなものであったでしょうか。



— 1月25日(日)第25回東京都公民館大会 —

21世紀をめざす町づくりと公民館

東京都公民館連絡協議会が主催する第25回東京都公民館大会が市民会館で行われ、都内や三多摩地区の公民館関係者及び利用者ら約900人が参加し、社会教育のあり方、公民館の役割などについて、シンポジウムや討議を行いました。午前中は全体会が行われ、「臨教審における生涯学習の動きと公民館」について3人のパネラーが問題を提起した。また午後は11の分科会に分かれ、「公民館の理想像を求めて」現在直面している諸問題が研究討議されました。



テーピング講習会



▽日時 3月26日(木)・27日(金)
 ・28日(土)午後7時30分〜9時
 ▽場所 市民体育館 ▽内容 急処置とテーピングの方法 ▽対象 市内在住、在勤、在学者(体育指導者・スポーツ選手等) ▽定員 40人 ▽費用 1500円(実習用テープ代) ▽申込み 2月25日(水)から直接市民体育館へ。

参加してみませんか



— この指とまれ —

- 市民体育館 ☎52-5511
- 市民会館 ☎52-1711
- 公民館(本館) ☎52-1711
- 松林会館 ☎52-3624
(公民館分館)
- 白梅会館 ☎53-3454
(公民館分館)
- 図書館
- 中央図書館 ☎53-3111
- わかぎり分館 ☎52-7421
- わかたけ分館 ☎51-0083
- 郷土資料室 ☎53-3111
- 上記の施設は火曜休館日 —
- 田園会館 ☎52-3133
- 児童施設は日曜休館日 —
- 地域会館は火曜休館日 —

チャレンジ!

創作あやとり

たった1本のひもからいろいろなものがつくりだされるあやとり、挑戦してみよう。

▽日時 3月7日(土)午後2時〜4時 ▽場所 田園会館 ▽対象 幼児(保護者の同伴が必要です)から中学生 ▽定員 先着50人 ▽費用 ひと代50円 ▽講師 神谷和男氏(日本あやとり協会) ▽申込み 2月20日(金)から田園会館へ。

第7回

竹馬ライセンス

▽日時 2月21日(土)午後2時30分〜4時30分 ※雨天中止 ▽場所 田園会館 ▽対象 幼児から中学生まで ▽申込み 当日、直接田園会館へ。

松林木工作教室

ディレクターチェア

キャンパス地のひじ掛けつき折りたたみイスを作ってみよう。

収納場所をとらずお部屋のインテリアに……アウトドアに……活躍することは間違いなしです。

▽日時 2月28日(土)以後毎週土曜日 午後2時〜5時 全4回(ただし、21日(祝)はお休み)
 ▽場所 松林会館 ▽定員 先着15人 ▽費用 3000円程度(材料費) ▽用意するもの 大工道具一式、筆記用具 ▽申込み 2月21日(土)から松林会館へ。

教育講座 中学校・中学生

心も体も一番大きく変化していく時期、受験をはじめ、様々な問題をかかえる中学校、中学生という時期に視点をあてて、今日の教育問題を考えて行きます。

▽日時 2月26日(木)以後毎週木曜日 午後7時30分〜9時 全5回 ▽場所 松林会館 ▽定員 20人 ▽講師 後藤重三郎氏他 ▽申込み 松林会館へ。

松林ホームシアター

「はたかの王様」
 「おやゆびひめ」
 「みにくいあひるの子」

アンデルセン童話のアニメを集めてみました。小さいお子さんからご覧になれます。親子でどうぞ。

▽日時 2月28日(土)午前11時・午後2時(2回上映) ▽場所 松林会館 ▽上映時間 約1時間 ▽問合せ 松林会館へ。

子どもスキー教室

▽期日 3月26日(木)〜29日(日) ※26日夜出発 3泊4日(車中1泊含む) ▽場所 国設木島平スキー場 ▽費用 2万8千円(全食、リフト券、おやつ代等) ▽対象 小学4年生〜6年生 ▽定員 80人 ▽申込み 3月7日(土)までに、往復ハガキに保護者の住所、氏名、電話番号、お子さんの氏名、学年、性別を記入のうえ〒197福生市熊川646 升沢和則まで郵送してください。なお定員を超えた場合は、責任抽選により決定させていただきます。
 ▽問合せ 公民館 川野まで
 ※後日説明会を行います。

講演会

これからの経営と食生活

▽日時 2月20日(金) 午後2時
3時30分 ▽場所 商工会館1
階研修室 ※入場無料 ▽内容
不況下を健康で乗り切るための食
生活、身体づくりについて ▽講
師 中村丁次氏(聖マリアンナ医
科大学病院栄養室長) ▽問合せ
福生市商工会(☎51-2927)
へ。

第10回 福生市民コーラス 定期演奏会

▽日時 2月22日(日) 午後1時
30分開演 ▽場所 市民会館小ホ
ール ※入場無料 ▽曲目 ゆり
かこのうた・さとうきび畑・合唱
組曲(11びきのねこ)他 ▽指揮
小林 光氏 ▽友情出演 女声
合唱『野の花』 ▽後援 福生市
教育委員会 ▽問合せ 習田(☎
51-2804)へ。

アマチュア無線講習会

▽日時 3月22日(日) 4月5
日(日) 日曜日 午前9時 午後

5時 平日 午後6時 9時30分
全8日間 ▽場所 福祉会館 ▽
費用 19000円 ▽資格 この
講習会を受講すると、国家試験
が免除になり、電話級アマチュア
無線技士の資格が取得できます
▽申込み・問合せ 田淵(☎52-
2165) または杉山(☎51-1
374)へ。

みんなあつまれ 会員募集



社交ダンス

(福生社交ダンス
アカデミー)

① 活動日 月曜日 ▽時間 午
後7時30分 9時30分 ▽場所
扶桑会館

② 活動日 毎週金曜日 ▽時間
午後1時 ▽場所 福祉会館

(60歳以上の方、無料です。)

※①、②の問い合わせは大石(☎
51-9207)へ。

第22回 東京多摩 郷土芸能まつり

▷日時 3月8日(日) 午前
11時 午後4時 ▷場所 青
梅市民会館 ▷内容 多摩地
区の郷土芸能団体による、は
やし・獅子舞・神楽等の公演
※入場無料 ▷問合せ 東京
都立川社会教育会館 奉仕係
(☎24-7221)へ。

社交ダンス(カトレア会)

▽活動日 金曜日 ▽時間 午後
7時30分 9時 ▽場所 扶桑会
館 ▽問合せ 金子(☎52-13
82)へ。

社交ダンス

(福生ダンス芳友会)

▽活動日 日曜日 ▽時間 午後
7時10分 9時30分 ▽場所 扶
桑会館 ▽対象 市内在住、在勤
の方 ▽問合せ 安藤(☎51-4
328)へ。

おもちゃ箱

(共同保育グループ)

▽活動日時 毎週火・木曜日 午
前10時 正午 ▽場所 松林会館
・田園会館及び野外 ▽対象 親
子 ▽問合せ 五十嵐(☎53-1

768) または平井(☎51-30
58)へ。

アトリエ

『クレヨン』

絵の好きなちびっこ集まれ

▽活動日 毎月第2・4木曜日
▽時間 幼児(3歳以上で保護者
同伴のこと) ↓午後2時30分 3
時30分 小学生 ↓午後3時30分
4時30分 ▽場所 白梅会館 ▽
会費 1200円(教材費等) ▽
問合せ 坂元(☎53-1725)
または西野(☎53-3263)へ。

つつじ会(ハイキング)

毎月1回、健康と仲間作りに
一緒にハイキングしませんか。

▽入会金 2000円(バッチ代)
▽会費 月額200円 ▽問合せ
瀬田(☎53-3881)へ。

木目込人形を 作りませんか

作りませんか

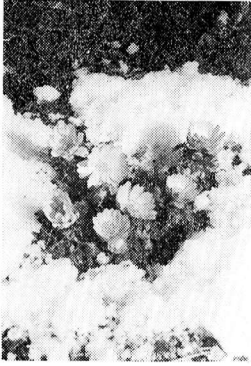
▽活動日 毎月第1・3木曜日
▽時間 午後1時30分 4時 ▽
場所 福東会館 ▽費用 材料費
等自費 ▽定員 20人 ▽講師
大溝貴穂氏(東京木目込人形師範
会) ▽申込み 平林(☎53-0
345)へ。

昭和62年度から 納期前納付報奨金 交付制度を廃止

市・都民税、固定資産税、都市計画税を納付する際、納期が到来していない税金を併せて納付すると、納期前に納付した税額を対象に報奨金が交付されていきましたが、昭和62年度からこの制度が廃止されます。

廃止の理由は、戦後のシャウプ勧告に基づく税制改革が行われたときに、住民の納税意欲の高揚、税収の早期確保と財政の安定を図ることを目的に設けられた本制度も、発足以来36年を経過した今日、社会、経済情勢の安定化ととも

表紙は語る



今月初めに降った雪も消え、暖かい日差しをうけて黄金色に輝く福寿草が

もに納税意識も定着し、口座等の活用により、計画的な納税が行われる等自治体の財政運営も安定し、初期の目的が達成されました。また、個人の市・都民税については、交付対象者が普通徴収者のみに限られ、特別徴収の方法によって納税している給与所得者は対象外であること等、公平性についての問題も新たに発生し、近隣の市町村でも本制度の見直しを検討され、相次いで廃止されているとことです。

この制度が廃止されても引き続き税務行政に対して納税者各位のご理解をいただき、今後とも納期内納税にご協力くださるようお願いいたします。

問合せ 税務課収納係(☎51-1511内線227)へ。

あちこちで見られます。春一番に咲く花として喜ばれ、この名ができたという。旧暦の正月頃に開花するので、鉢植えにして正月の床飾りとした習慣が新暦に変わった後も残り、元日草とも呼ばれています。庭先の半日陰で咲くこの花の風情を好まれる方も多いことでしょう。

これからは花に接する機会が日ごとに増えますが、早春の道ばたや草地に咲いている、オオイヌノフグリや「ヒメオドリコソウ」などの花にも目をとめてはいかがですか。

ご利用ください

育英資金

高等学校または高等専門学校に在学、通学に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

- 受給資格
- ① 一年以上引き続き市内に住所を有する者と同一世帯にある子女であること。
 - ② 経済的な理由により、修学が困難であること。

私立幼稚園児の 保護者に補助金

◆該当する方 市内に居住(住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方)し、かつ、私立幼稚園に通園している園児(3歳児、5歳児)の保護者で、保育料を納入している方。

◆補助額(月額) 3歳児、4歳児、5歳児—4500円

今回の支給は後期分の10月から3月分です。

◆申請期限 3月5日(木)

◆申請先 通園している各幼稚園

- ③ 成績が良好で心身が健全であること。
- ④ 同種の奨励金を他から支給または貸し付けされていないこと。
- ⑤ 在学する学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。
- ⑥ 世帯主が市税を滞納していないこと。

希望される方は、3月3日(火)から23日(月)まで(ただし、土、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)に教育委員会庶務課庶務係(☎52-5568)へお申し込みください。

へ提出してください。

なお、申請用紙は2月上旬に各幼稚園から配布されます。この時期に配布されなかった場合は、庶務職員課庶務係(☎51-1511内線242・243)へ連絡ください。

税金の申告はお早めに

2月16日～3月16日

例年、申告の最終日間に混雑します。窓口はたいへん混雑します。窓口のすいている2月中に済ませるようにしましょう。